

第5節 人権が尊重されるまちをつくる

現 状 と 課 題

人類は20世紀に二度にわたる世界規模の戦争を経験し、戦争という最大の人権侵害を繰り返してきました。多くの尊い命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦の反省から、世界的な平和と人権の尊重を求める動きが高まり、戦後、日本では「日本国憲法」が制定され、世界では国際連合において「世界人権宣言」が採択されました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。それは20世紀の経験を踏まえ、21世紀は平和と人権が尊重される世紀にしたいという、世界中の人々の願いが込められています。

本市では、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人など、あらゆる人権問題の解決に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。しかし、これまで取り組んできた人権問題に加え、今日では、家庭における暴力や虐待、学校や職場内でのいじめ、ハラスメント※1、インターネット上での人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が生じています。

本市では、さまざまな人権問題に対応するため「岩出市人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発に取り組めます。市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、人権意識の高揚に努め、人権啓発推進指導員及び人権啓発推進委員会等との連携を密にし、あらゆる分野での人権施策の充実を図っていく必要があります。

また、人権侵害に関する問題の早期解決を図るため、人権擁護委員による定期的な「人権相談」をはじめ、関係機関、関係団体との連携の強化を図りながら、人権に対する相談・支援機能のより一層の充実が求められています。

一方、人権問題の一つである男女共同参画への本市での取り組みは、平成16年(2004年)に「女(ひと)と男(ひと)が共に生きる社会(まち)を目指して」をスローガンとして、「岩出町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成19年(2007年)には、前プランを見直した「岩出市男女共同参画プラン～ハーモニープラン～」を策定し、地域に密着したさまざまな施策を推進してきました。

我が国では、平成17年(2005年)12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第2次)」において、「平成22年(2010年)までに「男女共同参画社会」という用語の国民への周知度を100%にする。」といった目標を定め、各施策に取り組んできましたが、国民への周知度は100%には程遠い状況にあります。また、近年では、DV※2(ドメスティックバイオレンス)などの深刻な人権侵害も増加しています。

※1ハラスメント

嫌がらせ。

※2DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者、またはパートナーからの暴力。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

■女性委員数の推移

(単位：％)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等における登用状況	2.5	5.4	5	5	5	4.9
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	16.9	26.4	24.6	25.6	26.3	29.4
地方自治法(第180条の5及び第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	13.4	23.1	22.4	23.6	24.1	26.7



基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに向けて、普遍的な視点からの取り組みを推進するとともに、総合的な視点を踏まえた効果的な人権施策を推進します。

また、男女共同参画社会は、女性だけでなく男性も

すべての人々が生活しやすい社会であるという理念の周知に努めるとともに、市民一人ひとりが性別にかかわらずお互いを尊重し合い、自分の持つ能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組みます。

成果指標

指 標	現状値(H22.4.1)	中間目標値(H27末)	目標値(H32末)
①平和と基本的人権の擁護の満足度	18.6%	30%	40%
②男女共同参画の推進の満足度	14.5%	17.5%	20.5%
③市の行政機関等に占める女性の割合	26.7%	28.3%	30.0%

施 策

① 計画的な施策の推進

- 同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等あらゆる人権問題の解決を目指すため、関係機関、関係団体との連携を図りながら「岩出市人権施策基本方針」に基づき、効果的な人権施策を推進します。
- 同和問題は、行政の責務であり、国民的課題としてその解決に取り組んできましたが、依然として差別事象が発生している事実を受け止め、差別意識の解消や人権侵害への迅速な対応など、人権尊重の視点に立って取り組みます。

② 人権尊重の意識醸成

- 「人権を考えるつどい」や「地区別人権学習会」の開催、また、街頭啓発等の啓発活動を推進し、人権意識の高揚に取り組みます。
- 児童・生徒の人権尊重の意識醸成のため、人権作文・人権ポスターの募集等、それぞれの年代に応じた人権教育の充実を図ります。
- 地域や職場において人権教育・啓発を推進するため、人権教育啓発指導者研修会を開催し、人権問題に関する指導・助言ができる啓発指導者を育成するとともに、人権啓発団体の支援に取り組みます。

③ 人権尊重のまちづくり

- 人権侵害の問題の早期解決を図るため、人権擁護委員による相談事業をはじめ、関係機関、関係団体との連携を図りながら、人権に関する相談・支援機能の充実を図ります。
- 戦争という最大の人権侵害を繰り返さないための平和意識の高揚に努めます。

④ 男女共同参画社会づくり

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 市民の男女共同参画への意識がどのように変化しているかについての意識調査を実施し、その結果に基づいた男女共同参画プランの見直しを行います。
- 子どもから大人まですべての市民に男女共同参画を正しく理解してもらうために、啓発活動や市民が参加しやすい講座などを実施し、市民の男女共同参画への気運を高めます。
- 男女共同参画に関する人材を育成するとともに、男女共同参画の意識が高いボランティアである男女共同参画推進員と連携を図り、地域における身近な男女共同参画を推進します。

(2) 女性の社会参加への推進

- 行政及び各種審議会等への女性の社会参加を図るとともに、さまざまな資格を有する女性人材リストの積極的な活用を促進します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画として、市の行政機関等に占める女性割合が少なくとも30%となるよう取り組みます。
- 各種情報の収集や学習、交流、相談などができる活動拠点として、サンホールの積極的な活用を推進します。また、各地域においては、公民館や図書館等の生涯学習施設を活用して、男女共同参画講座を開催するなど、女性が自立と社会参加しやすい環境づくりに努めます。
- 女性団体等が主催する講演会・講習会等の活動を支援します。

(3) 誰もが社会参加できる環境づくり

- 安心して子育てできる環境づくりとして学童保育や保育所・幼稚園・地域子育て支援センターなどの機能の充実を図ります。また、家庭と地域との連携を密にし、地域ぐるみでの子育て支援の啓発に取り組みます。
- 企業や事業所等での男女共同参画意識の促進を図るとともに、労働関係法令を周知し、職場環境や就労環境の向上、健康管理などについて啓発し、民間企業等及び市民へのワーク・ライフ・バランス※の気運の醸成に努めます。

※ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。